

# 積極的な就業促進政策③ドイツ

## 供給側(求職者及び労働者)に対する施策(相談、援助等)

### 高齢者向けの職業継続訓練の促進(Fbw)

- 開始年月 2002年1月
- 適用範囲 従業員100人未満の企業の50歳以上の労働者で職業継続訓練に参加する者
- 具体的内容 訓練受講料、交通費、子の養育費、泊まり込みの場合の宿泊・食事費用が訓練中支給される。

※政府は、適用範囲を拡大する方向で検討中

### 高齢労働者の賃金保障(EGS)

- 開始年月 2003年1月
- 適用範囲 50歳以上の失業者で失業給付の受給残日数が180日以上ある者
- 具体的内容 再就職した対象者に対し、失業前の手取り賃金と新たな職の手取り賃金の差額の50%が、失業給付の受給残日数と同期間受給できる。
- 利用実績等 約4千人(2005年)